

佐世保市国際交流促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 佐世保市国際交流促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、佐世保市と海外姉妹都市等の市民同士が実施する文化、芸術、スポーツ等をとおした交流事業を補助し、人的交流の活発化とともに、市民の国際理解と多文化共生への関心が高まることにより、佐世保地域の多文化共生の推進に寄与することを目的とする。

(補助対象団体)

第3条 この要綱の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、営利を目的とせず自主的に行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として国際交流活動を行う団体で、次の各号に該当する団体とする。

- (1) 市内に主たる活動拠点を有する団体
 - (2) 市内に在住、在勤又は在学する者5名以上で構成する団体
 - (3) 会則又は規約等を定め、継続的な活動を行い、又はこれから行っていくことが明らかである団体
 - (4) イベント事業の実施を目的として設立された実行委員会その他の一過性のものではない団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体については対象団体としない。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (4) 規則第15条第3項各号のいずれかに該当すると認められる団体

(5) 前各号のほか公益を害するおそれのある活動を行う団体

(対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、佐世保市の海外姉妹都市等との交流事業で、次の各号に定めるところによる。ただし、人材育成や技術力向上を目的とする事業を除く。

(1) 受入事業 市内において海外姉妹都市等からの訪問団と文化、芸術、スポーツ、学術に関する交流を行う事業

(2) 訪問事業 海外姉妹都市等を訪問し、文化、芸術、スポーツ、学術に関する交流を行う事業

(3) オンライン事業 海外姉妹都市等との間でオンラインにより、文化、芸術、スポーツ、学術に関する交流を行う事業

2 補助対象事業の実施時期は、交付決定の日から当該年度の3月31日までとする。

(補助金の額等)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める経費のうち、交付決定の日から補助対象事業終了までに要した経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定の日が属する年度において、交付申請の日から交付決定の日までに支払われた経費のうち、市長が補助対象事業の遂行上必要と認めるものについては、これを補助対象経費とすることができる。

3 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内（市が主催する訪問事業に参加する場合若しくは市と共同で事業を実施する場合又は市長が特に認めた事業は、補助対象経費の2分の1以内とする。）で、かつ、100万円を限度とし、予算の範囲内において市長が定める。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

4 補助金の交付は、年度内において、1対象団体につき訪問事業又は受入事業又はオンライン事業のいずれか1回を限度とする。

5 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助の対象としない。

(1) 別表に規定する以外の会食形式による飲食費

(2) 人件費、光熱水費、家賃、備品等対象団体の運営に関する経常的な経費

(3) その他社会通念上適切と認められない経費

6 対象経費に国、県の補助金が充当されている場合は、これを除く。

(交付申請)

第6条 市長は、補助金を交付する対象団体を公募するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする対象団体は、市長が定める期日までに、佐世保市国際交流促進補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる所定の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業計画書(様式第2号)
- (2) 補助対象事業収支予算書(様式第3号)
- (3) 補助対象事業参加者名簿(様式第4号)
- (4) 補助対象事業行程表(様式第5号)
- (5) 団体の会則又は規約等、構成員の名簿の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、規則第4条の規定により、補助金を交付することを決定したときは、佐世保市国際交流促進補助金交付決定通知書(様式第6号。以下「交付決定通知書」という。)により、補助金を交付しないことを決定したときは、佐世保市国際交流促進補助金不交付決定通知書(様式第7号)により、申請団体に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する交付決定通知書の通知に際して必要な条件を付することができる。

(請書)

第8条 前条の交付決定通知書を受理した申請団体は、補助対象事業の着手前に請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(変更申請)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた団体(以下「補助団体」という。)が、やむを得ない理由により補助対象事業の事業内容を大幅に変更しようとするときには、補助対象事業事業内容変更承認申請書(様式第9号)に、次に掲げる所定の書類のうち、該当する書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、当初に交付決定された金額を超えて事業内容を変更することはできない。

- (1) 補助対象事業収支予算書(変更)(様式第10号)
- (2) 補助対象事業参加者名簿(様式第4号)

- (3) 補助対象事業行程表（様式第5号）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請があったときは、変更の可否を決定し、変更を認める場合には補助団体に交付額変更決定通知書（様式第11号）により通知するものとする。
- 3 前項の交付額変更決定通知書を受理した補助団体は、速やかに請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- （交付取下げの申し出）

第10条 補助団体は、やむを得ない理由により補助対象事業を中止又は翌年度以降に延期する場合には、速やかに補助金交付取下げ申出書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助団体は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内に、又は、補助対象事業の完了が3月となった場合は3月31日までに、佐世保市国際交流促進補助金実績報告書（様式第13号）に、次に掲げる所定の書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象事業実施報告書（様式第14号）
- (2) 補助対象事業収支決算書（様式第15号）
- (3) 補助対象事業参加者名簿（様式第4号）
- (4) 補助対象事業行程表（様式第5号）
- (5) 領収書など、支出を証明できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 規則第12条に規定する補助金の確定については、佐世保市国際交流促進補助金確定通知書（様式第16号）による。

（補助金の交付）

第13条 前条の通知を受けた補助団体は、佐世保市国際交流促進補助金交付請求書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金を交付決定額の4分の3の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限に概算払により交付することができる。
- 3 第1項の規定は、前項の規定による概算払について準用する。この場合に

において、第1項中「前条の通知を受けた補助団体」とあるのは、「補助金の概算払を希望する補助団体」と読み替えるものとする。

(関係書類の整備)

第14条 補助団体は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、これを5年間保存しなければならない。

(調査等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の使途に関する調査を行い、又は前条の書類、帳簿等の提出を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (2) 補助対象事業が3月31日までに完了する見込みがないとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) 規則第15条第3項各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (5) 補助金の交付の決定を受けた事業の内容と実施内容が著しく異なるとき。
- (6) 補助対象事業実績報告書の提出を怠ったとき。
- (7) 交付決定に付した条件に違反したとき。
- (8) その他補助金を交付することが適当でないと認められたとき。

2 前項に規定する交付決定の取消しについては、佐世保市国際交流促進補助金交付取消決定通知書(様式第18号)による。

(要綱の見直し)

第17条 この要綱は、その運用状況、実施効果等を勘案し、施行の日から5年間以内ごとに見直しを行うものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の佐世保市国際交流促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後になされる申請について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表

補助対象経費費目	経費の種類
1 報償費	講師謝礼、通訳・翻訳等の謝礼、記念品代等
2 旅費	海外渡航費、市内交通費（日常の活動に要するものを除く）・市外交通費（空港送迎等必要最低限のものに限る）等
3 需用費	消耗品費、燃料費、受入事業における姉妹都市等訪問者の会食費（1名につき昼食2,000円、夕食7,000円まで）、印刷製本費等
4 役務費	通信運搬費、保険料等

5	使用料及び賃借料	会場使用料、タクシー借上料等
6	その他	その他市長が認める経費